

# 農産物直売所 出荷条件

## 1、出荷登録

- ・空の駅そ・ら・ら直売所への出荷希望者は、事前に新規登録申込書他、必要書類を提出し、直売所の許可を得てください。
- ・出荷登録完了後にネームプレートを貸与します。出荷時には必ず着用してください。
- ・出荷者登録費3,000円及び年会費2,000円を出荷登録時に納入していただきます。なお年会費は以後毎年3月中に納入をお願いします。(年会費は年度途中の退会であっても返金はいたしません。)
- ・登録完了後1年間の販売実績が認められない場合、本人に連絡のうえ当社の責任のもとデータの削除及び登録書類の破棄をいたします。

## 2、出荷条件

- ・出荷者自らで栽培した農産物であること。(仕入れ品は、出荷不可とします。)
- ・出荷した農産物は、栽培履歴書に相違なく、農薬・肥料・土壌改良剤は、使用基準を遵守し、安全に生産したものであること。
- ・出荷者は品目ごとに荷姿、量目などを考慮した荷姿、選別を心掛けてください。
- ・加工品に関しては保健所の許可を受けた施設で製造をしたもので、法律で定める表示をしたものとする。(※製造及び表示に関しては事前に保健所に確認をしてください。)
- ・出荷する商品は消化仕入れ形態とし、店舗保管時の責任は出荷者側によるものとする。
- ・消費者より苦情が発生した場合は直売所にて対応いたしますが、出荷者は直売所とともに解決及び改善に努めるものとする。

## 3、品目別手数料及び精算方法

- ・販売手数料は以下のとおり定めます。

品目	手数料
野菜、果実、花卉	15%
穀類、鶏卵、蜂蜜、乳製品、惣菜、パン、菓子、農産加工品、生体	20%

- ・売上金の精算はレジの売上管理データを基にし、月末で閉め、翌月15日(金融機関休日の場合は翌営業日)に指定口座へ振り込みをいたします。
- ・産直専用のバーコード代金は1枚2円とし売上金より相殺いたします。
- ・振込手数料は、生産者負担となります。

≪売上精算金額=税込売上金額－(税別売上金額×上記販売手数料+バーコードラベル代金)×消費税≫

#### 4、出荷規約

- ・販売価格は、生産者自ら決定する事を原則としますが、著しく不適切な価格をつける事が無いようにお願いします。
- ・販売価格は、内税表示とします。
- ・出荷の際は指定するネームプレートを着用してください。
- ・出荷時間は開店2時間前からを基本としますが、営業時間中も出荷可能とします。（お客様の迷惑とならないよう配慮をお願いいたします。）
- ・出荷する品目に関しては、栽培履歴を事前に提出したものとしてください。
- ・当日中の搬出に関しては、絶対条件としませんが店舗に置いておくことで生じる劣化に関しては、直売所で責任を負わないものとします。（自主的な引取りに関しては 閉店一時間前を目安としてください。）
- ・営業時間中の劣化した商品に関しては売り場外に下げておりますのでスタッフに声掛けの上引き上げをお願いします。
- ・加工品に関しては賞味期限切れの起こらないよう出荷時のチェックを万全をお願いいたします。（賞味期限前の割引のルールに関しては、直売所にお問合せ下さい。）
- ・直売所は商品について、十分注意を払い管理をしますが、万引き・自然災害などの理由で発生した損害の負担については生産者の負担となります。

#### 5、禁止事項

- ・陳列の際に他人の商品に積み重ねる、勝手に移動をする、中傷するなどの迷惑行為。
- ・消費者との直接の取引行為。
- ・違反者には、注意勧告をするとともに悪質と判断をした場合は、直売所の責任のもと出荷停止処分といたします。（年会費は返金致しかねます。）

#### 6、登録時の必要書類

- ・新規登録申込書
- ・振込口座の通帳のコピー（名義は登録名と同一である事）→必ず提出お願いします。

≪ 以下①②は農産物を出荷者のみ対象 ≫

- ① 栽培履歴 → 通期で出荷する品目に関しては3カ月に一度の提出
- ② 年間出荷計画表

≪ 以下③④⑤は加工品の出荷者のみ対象 ≫

- ③ 食品営業（製造）許可証の写し → 委託製造の場合は委託先の許可証のコピー
- ④ 食品表示（名称、原材料名、内容量など）が明記された加工品現物と写真
- ⑤ 製造物責任保険（PL 保険）の写し → 加入していなければ不要